

## 議案第74号

### 小田原市民ホール条例の一部を改正する条例

小田原市民ホール条例（令和2年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第1条に次の1項を加える。

2 市民ホールの名称は、小田原三の丸ホールとする。

第3条中「第1条」を「第1条第1項」に改める。

第17条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第17条とする。

第14条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とする。

第12条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同項第2号中「第6条第3項」を「第8条第3項」に改め、同項第3号中「第6条第4項第1号」を「第8条第4項第1号」に改め、同条第2項中「市」を「市及び指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第9条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第2号及び第3号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、特に」を「指定管理者は、市長の定める基準に従い」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項を次のように改める。

使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

第7条第2項中「使用料」を「利用料金」に、「納付しなければ」を「支払わなければ」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条に次の3項を加える。

3 利用料金の額は、別表に定める額（付帯設備の利用料金にあつては、規則で定める額）の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

4 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金を定めたときは、速やかに、これ

を告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者に当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第7条を第9条とする。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第5条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは、」の次に「市長の承認を得て」を加え、同条を第7条とする。

第4条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは、」の次に「市長の承認を得て」を加え、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

**第4条** 市民ホールの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第5条** 指定管理者が行う市民ホールの管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 市民ホールの使用の許可に関すること。
- (3) 市民ホールの維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

別表中「第6条、第7条関係」を「第8条、第9条関係」に改め、別表の1(1)及び(2)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の1(3)を削り、別表の1(4)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の1(4)を別表の1(3)とし、別表の1(5)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の1(5)を別表の1(4)とし、別表の2(1)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の2(2)を削り、別表の2(3)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の2(3)を別表の2(2)とし、別表の4(1)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の4(2)を削り、別表の4(3)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の4(3)を別表の4(2)とし、別表の6(1)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の6(2)中「展示に伴う商品の販売」を「商品の販売のみ」に、「使用料」を「利用料金」に改め、別表の8中「使用料」を「利用料金」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年9月を超えない範囲内において規則で定め

る日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(小田原市附属機関設置条例の一部改正)

- 3 小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市いじめ問題再調査会の項の次に次のように加える。

小田原市民ホール指定候補者選定委員会	小田原市民ホールの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	12人以内
--------------------	--------------------------------------------------------------------------------	-------

令和5年11月27日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

小田原市民ホールの管理を指定管理者に行わせることとする等のため提案するものがあります。